

平成十八年五月十九日受領
答弁第一五三号

内閣衆質一六四第二五三号

平成十八年五月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の平成十八年度の在勤手当等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の平成十八年度の在勤手当等に関する質問に対する答弁書
一について

平成十八年五月一日現在における外務省在外職員の数は、三千百七十八人である。

二について

お尋ねの予算額は、二百六十七億四千二百六十一万千円である。

三について

お尋ねの予算額は、百五十三億二千五百五十四万千円である。

四及び六について

平成十七年九月一日現在における外務省在外職員のうち在勤基本手当及び配偶者手当が支給されている者の数は、それぞれ衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の在勤基本手当に関する質問に対する答弁書（平成十七年十一月四日内閣衆質一六三第四六号）及び衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の配偶者手当に関する質問に対する答弁書（平成十七年十一月四日内閣衆質一六三第四七号）においてお答えしたとおりである。

五について

お尋ねの予算額は、十八億千五百六十二万三千円である。

七について

お尋ねの予算額は、六億二千七百四十一万六千円である。

八及び十について

お尋ねについては、詳細な調査を要するため、外務省としてお答えすることは困難である。

九について

お尋ねの予算額は、四億千三百四十万二千元である。

十一について

在勤手当の支給額については、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）に基づき、予算の範囲内で、適正な額を定めることとしている。